ロシア、フィンランド、フランス、ガーナ、ギリシャ、ギニア、赤道ギニア、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レソト、ラトビア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モンテネグロ、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、英国、セルビア、スロベニア、ソマリア、スーダン、南スーダン、スリランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、タイ、トーゴ、トルコ、ベネズエラ及びベトナムでは、1215―1300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。カナダ及びアメリカ合衆国では、1240―1300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配し、また、無線航行業務での使用は航空無線航行業務に限る。

5.332

1215―1260MHzの周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務、無線航行衛星業務及びその他の一次的基礎で分配された業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、また、これらの業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

5.333（未使用）

5.334

付加分配：カナダ及びアメリカ合衆国では、1350―1370MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5.335

カナダ及びアメリカ合衆国では、1240―1300MHzの周波数帯において、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、航空無線航行業務に混信を生じさせ、この業務からの保護を要求し、また、この業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

5.335A

1260―1300MHzの周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務及び脚注により一次的基礎で分配されたその他の業務に対して有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、また、これらの業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

5.336（未使用）

5.337

航空無線航行業務による1300―1350MHz、2700―2900MHz及び9000―9200MHzの周波数帯の使用は、地上に設置したレーダー及びこれらの周波数帯の周波数のみを送信する航空機上のトランスポンダであって同一の周波数帯で運用するレーダーによってのみ動作するものに限る。

5.337A

無線航行衛星業務の地球局又は無線標定業務の局による1300―1350MHzの周波数帯の使用は、航空無線航行業務に対して混信を生じさせ、また、この業務の運用及び発達に制限を課してはならない。

5.338

キルギス、スロバキア及びトルクメニスタンでは、無線航行業務の現存する設備は、1350―1400MHzの周波数帯で運用を継続することができる。

5.338A

1350―1400MHz、1427―1452MHz、22.55―23.55GHz、30―31.3GHz、49.7―50.2GHz、50.4―50.9GHz、51.4―52.6GHz、81―86GHz及び92―94GHzの周波数帯には、決議第750（ＷＲＣ―12、改）の規定を適用する。

5.339

1370―1400MHz、2640―2655MHz、4950―4990MHz及び15.20―15.35GHzの周波数帯は、二次的基礎で宇宙研究業務（受動）及び地球探査衛星業務（受動）にも分配する。

5.339A（未使用）

5.340

以下の周波数帯の発射は、全て禁止する。

1400―1427MHz
2690―2700MHz（無線通信規則第5.422号の条件によるものを除く。）
10.68―10.7GHz（無線通信規則第5.483号の条件によるものを除く。）
15.35―15.4GHz（無線通信規則第5.511号の条件によるものを除く。）
23.6―24GHz
31.3―31.5GHz
31.5―31.8GHz（第二地域）
48.94―49.04GHz（航空機搭載の局）
50.2―50.4GHz
52.6―54.25GHz
86―92GHz
100―102GHz
109.5―111.8GHz
114.25―116GHz
148.5―151.5GHz
164―167GHz
182―185GHz
190―191.8GHz
200―209GHz
226―231.5GHz
250―252GHz

5.341

1400―1727MHz、101―120GHz及び197―220GHzの周波数帯においては、地球外からの意図的な発射の探究計画に基づく受動的研究が一部の国によって遂行されている。

5.342

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ウズベキスタン、キルギス、ロシア及びウクライナでは1429―1535MHzの周波数帯並びにブルガリアでは1525―1535MHzの周波数帯は、一次的基礎で国境内における航空テレメトリの目的に限った航空移動業務にも分配する。2007年４月１日からは、1452―1492MHzの周波数帯の使用は関係主管庁間の同意を得ることを条件とする。

5.343

第二地域では、遠隔測定のための航空移動業務による1435―1535MHzの周波数帯の使用は、移動業務によるその他の使用に対して優先権を有する。

5.344

代替分配：アメリカ合衆国では、1452―1525MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する（無線通信規則第5.343号参照）。

5.345

放送衛星業務及び放送業務による1452―1492MHzの周波数帯の使用は、デジタル音声放送に限られ、決議第528（ＷＡＲＣ―92）の規定に従うことを条件とする。

5.346（未使用）

5.347（未使用）

5.347A（未使用）

5.348

移動衛星業務による1518―1525MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号の規定に従って調整を行うことを条件とする。1518―1525MHzの周波数帯における移動衛星業務の局は、固定業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。